

令和6年11月15日

課名	岡山県美作県民局地域政策部 地域づくり推進課
担当	野田
電話	0868-23-1214（直通）

## お知らせ

みまさかのくに

### 美作国創生公募提案事業の提案を募集します！

～ 美作地域の様々な課題の解決に取り組んでみませんか？ ～

岡山県美作県民局では、魅力と活力にあふれ、安心して生き活きと暮らせる美作地域づくりを進めています。

このたび、人口減少問題をはじめとする美作地域の様々な課題について、地域のニーズを踏まえ、資源等を生かしたノウハウやアイデアにより解決を図り、高い効果の期待できる事業の提案を募集しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 募集テーマ

別添募集チラシに掲げる1～6のテーマに沿った事業

#### 2 募集期間

令和6年11月15日(金)～令和7年1月10日(金)【必着】

#### 3 募集事業の主な要件

次の①又は②の要件のいずれかを満たす効果的な取組で、公益的、社会貢献的事业であり、広く社会的課題の解決が図られること。

- ① 美作地域の複数の市町村にまたがる広域的な取組であること。
- ② 地域づくりのモデル事例となる先進的・独創的かつ効果的な取組であること。

#### 4 応募資格

岡山県内のNPO団体、ボランティア団体、企業等の団体であること。ただし、美作県民局管外の団体については、美作県民局管内の団体とグループを構成すること。

#### 5 応募方法

美作県民局地域づくり推進課のホームページから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記載の上、美作県民局地域づくり推進課へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

<https://www.pref.okayama.jp/site/13/943851.html>

[提出・問い合わせ先]

岡山県美作県民局地域政策部地域づくり推進課  
〒708-8506 津山市山下53-1 TEL：0868-23-1214  
E-mail：mima-chiiki@pref.okayama.lg.jp

#### 6 備考

- (1) 詳細は、別添募集チラシを参照してください。
- (2) 今回募集するのは、令和7年度に実施する事業です。

みまさかのくに

# 令和7年度 美作国創生公募提案事業

美作地域の様々な課題の解決を図り、魅力と活力にあふれ、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを進めるための提案を募集します。

## 美作地域の課題解決に向けた事業を募集中！

### ■ 募集テーマ

テーマ1 少子化対策（出会い・結婚応援、妊娠・出産・子育て支援）

テーマ2 美作地域の「交流・定住・関係人口」の創出

テーマ3 若者が活躍できる美作地域の創造

テーマ4 地域住民一人ひとりの防災力の向上

テーマ5 将来の夢☆土木

テーマ6 自由テーマ（その他、必要性や効果が認められる事業）

採択1回目  
上限 **200万円**  
(補助率10/10)

### ■ 提案書類提出（郵送、持参または電子メール）

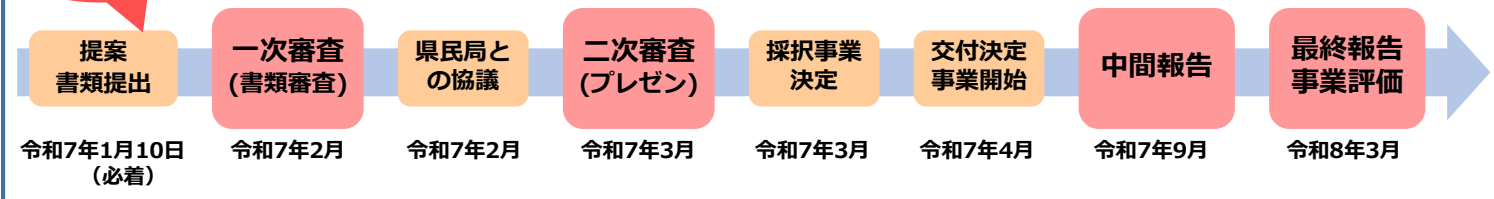
令和6年**11月15日(金)**～ 令和7年**1月10日(金)** 必着

詳細は  
こちら！



事前相談  
受付中！

### スケジュール（予定）



### ■ 提出・問合せ先

岡山県美作県民局地域づくり推進課市町村連携班

〒708-8506 津山市山下53 TEL: 0868-23-1214 FAX: 0868-23-1270

E-mail: mima-chiiki@pref.okayama.lg.jp

## 応募資格

次の要件を全て満たす団体とします。なお、個人は対象としません。

- (1) 岡山県内のNPO団体、ボランティア団体、企業等の団体であること。ただし、美作県民局管外の団体については、美作県民局管内の団体とグループを構成すること。
- (2) 提案事業の遂行に必要な組織・人員（5人以上の会員等）を有し、提案事業を適正に実施でき、実績報告書が提出できること。
- (3) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）又はこれに準ずるものがあること。
- (4) 予算・決算を適正に行っていること。
- (5) 募集開始時点で1年以上継続して活動しており、直近1カ年の活動報告書及び収支決算書が提出できること。（任意団体が特定非営利活動法人化した場合は、任意団体活動歴を含む。）
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (7) 特定の公職者や政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としていないこと。
- (8) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (9) 岡山県税に滞納がないこと。

## 提案事業の条件

提案事業は、次の条件を全て満たす事業とします。

- (1) 美作県民局管内の複数の市町村にまたがる広域的な取組であるか、美作県民局管内における地域づくりのモデル事例となる先進的・独創的かつ効果的な取組であること。  
(美作県民局の管内は、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町の10市町村です。)
- (2) 公益的、社会貢献的であり、広く社会的課題の解決が図られること。
- (3) 地域住民のニーズが認められ、実施により地域住民の満足度が高まる事業であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない事業であること。
  - ・ 営利を目的とする事業
  - ・ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
  - ・ 施設等の建設及び整備を目的とする事業
  - ・ 岡山県から他の予算により助成を受けている（受ける計画のある）事業
  - ・ 国、他の地方公共団体又は他団体から助成を受ける計画のある事業で、その助成が受けられなかった場合、事業の執行ができなくなる（事業縮小を含む。）事業

※令和7年度の当該事業予算の成立が前提となります

## 補助対象経費等

- (1) 対象となる経費は、提案する事業を実施するために直接必要な経費とし、提出された事業計画書や収支予算書により判断します。

なお、次の経費については対象外とします。

- ・ 団体の管理運営費（光熱水費、家賃など）
  - ・ 団体の構成員に対する人件費
  - ・ 土地、建物、建物付属設備、構築物、機械、装置の取得に要する経費
  - ・ 食糧費（外部講師等へのお茶代のみ対象経費として認めます）
  - ・ 備品購入費（10万円以上の物品）
  - ・ その他、補助することが適当でないと認められる経費
- (2) 美作県民局が負担する経費については、次のとおりです。翌年度以降の事業については、当該年度に改めて審査を行います。
    - ① 本制度において、これまで採択されたことのない事業は、補助率10分の10とし、上限を1件につき200万円とします。
    - ② 本制度において、採択が2回目となる事業は、補助率10分の10とし、上限を1件につき100万円とします。なお、同一事業の採択は2回までとします。
  - (3) 美作県民局が事業経費を負担した場合において、事業実施後に余剰金が発生した場合は、返還を求めます。

## ■ 過去の実施事業

### 第74回全国植樹祭プレ植樹及び木育プロジェクト (令和5年度)

美作広域森林組合長協議会



第74回全国植樹祭開催に向け、美作地域の関係森林組合が連携し、開催機運の醸成と緑化意識向上を図るため、美作県民局管内の小中学校・高等学校・大学等を対象に、イベントとしての記念植樹と森林学習を企画実施。同時に、全国植樹祭の意義及び森林・林業の大切さを啓発するためのチラシを作成し、各学校の生徒に配布することで、効果的な普及を図った。

※過去の実施事業の詳細については、ホームページをご覧ください。

R5



R4



R3

